

令和6年7月25日
島根県選挙管理委員会事務局
(地域振興部市町村課)
担当：仁井
Tel 0852-22-5064

令和6年度第1回鳥取県及び島根県参議院合同選挙区 選挙管理委員会の開催

令和6年度第1回鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会を、下記のとおり開催します。

記

1 日 時 令和6年8月1日(木) 午後1時から

2 場 所 鳥取県鳥取市東町1-271
鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室

3 議 題

(1) 委員長の互選について

<各県の問合せ先>

鳥取県選挙管理委員会事務局 担当 三谷 0857-26-7058

島根県選挙管理委員会事務局 担当 仁井 0852-22-5064

(参考資料)

鳥取県及び島根県
参議院合同選挙区選挙管理委員会委員 一覧

1 委 員（鳥取県及び島根県の委員 8 人で組織）

(ふりがな) 氏 名	備 考
ふじむら み ち こ 藤村 実千子	鳥取県選挙管理委員会委員長
かねだ かずとし 金田 和寿	鳥取県選挙管理委員会委員長職務代理者
はやし こうじ 林 耕嗣	鳥取県選挙管理委員会委員
なかい たいちろう 中井 太一郎	鳥取県選挙管理委員会委員
おおの としゆき 大野 敏之	島根県選挙管理委員会委員長
ながおか たかし 長岡 隆	島根県選挙管理委員会委員長職務代理者
やまね よしこ 山根 よし子	島根県選挙管理委員会委員
みずかみ よしえ 水上 芳枝	島根県選挙管理委員会委員

2 合同選管の委員長及び委員長職務代理者

(1) 委員長

大野 敏之（島根県選挙管理委員会委員長）

(2) 委員長職務代理者

藤村 実千子（鳥取県選挙管理委員会委員長）

※ 委員長の任期は、令和 6 年 1 0 月 1 9 日まで

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規約

(名称)

第1条 参議院鳥取県及び島根県選挙区において行われる参議院選挙区選出議員の選挙を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会の名称は、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）とする。

(執務場所)

第2条 委員会の主たる執務場所は、委員長の所属する県の選挙管理委員会の所在地の市町村とする。

2 委員会は、前項の執務場所のほか、従たる執務場所を定めることができる。

3 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第204条、第208条第1項、第210条又は第211条の規定による訴訟は、第1項の執務場所を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。

(委員長の互選)

第3条 委員長は、委員の中から互選しなければならない。

2 委員長は、前任者の所属する県の選挙管理委員会以外の県の選挙管理委員会の委員のうちから互選するものとする。

3 委員長が欠けたとき又は委員長が任期の満了前にその所属する県の選挙管理委員会の委員の職を辞したときは、委員長であった者が所属する県の選挙管理委員会の委員のうちから、委員長を互選するものとする。この場合においては、直ちに委員長の互選を行う。

(委員長の互選の方法)

第4条 委員長の互選は、無記名投票でこれを行い、最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選者を定める。

2 前項の選挙において、委員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、速やかにその住所及び氏名を告示するものとする。

(委員長の任期)

第5条 委員長の任期は、3年とする。

2 委員長が欠けたとき又は委員長が任期の満了前にその所属する県の選挙管理委員会の委員の職を辞したときに互選された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 4人以上の委員が議題を示して委員会の招集を求めた時は、委員長は委員会を招集しなければならない。

3 第1項の委員会は、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、行うことができるものとする。

4 委員会招集の通知は、招集の日時、場所（前項に規定する方法により委員会を行う場合には、その旨）及び議題を附記しなければならない。

5 委員長は、委員会に関する事務に従事する職員をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

6 この条に規定するもののほか、委員会の開閉その他委員会の議事に関しては、委員長が定める。

(経費の支弁の方法)

第7条 鳥取県及び島根県（以下「両県」という。）は、参議院合同選挙区選挙の管理に関し委員会において要する経費（選挙会において要する経費を含む。）について、両県が協議して定める額をそれぞれ支弁するものとする。

(規程の公表方法等)

第8条 委員会が規則その他の規程を制定又は改廃したときは、委員会は、当該規程を両県の選挙管理委員会の例により、公表しなければならない。

2 委員会の告示は、両県の選挙管理委員会の例により、これを行うものとする。委員会の選任

した選挙長の告示も同様とする。

- 3 公表又は告示により効力を生ずる事項については、両県のいずれかで公表又は告示されたときをもって効力を生ずるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成27年10月9日から施行する。
- 2 委員長が互選されるまでの委員会は、両県の選挙管理委員会の委員長が共同してこれを招集する。